

令和5年度

五條市男女共同参画計画
「助け合い 豊かに暮らせるまちづくり」
進捗状況調査報告書

人権施策課 女性活躍推進係

男女共同参画計画 進捗状況調査シート

基本目標 1 男女共同参画社会実現への意識づくり (計画本書 P.25～29)

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
1 意識改革	①男女共同参画社会実現への意識啓発	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	○「男女共同参画週間」「人権週間」「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会を活用し、また市のホームページや広報誌等様々な媒体を利用した情報発信を充実します。	6月の「男女共同参画週間」に街頭啓発を実施するとともに、各強調月間に、庁内インフォメーションを通じて職員への周知を図るとともに、広報・五條市ホームページ等により広く市民に情報を発信した。	継続的に実施していく。	人権施策課	1
			○固定的な性別役割分担意識の解消についての広報・啓発活動を強化します。	・市ホームページによる情報提供・啓発を行った。 ・市内事業者から啓発物品作成のスポンサーを募集することにより、事業者に対しても意識の高揚を図った。また、当該啓発物品は、6月23日に行った街頭啓発で配布したほか、市役所窓口等に設置し広く市民に周知した。	(1)広報誌等を通じて随時情報提供できるように取り組む。 (2)啓発物品作成に際し、今後も市内事業者に協力を求め、意識強化啓発につなげる。	人権施策課	2
			○市の様々な作成物や情報の発信については、男女平等・男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。	広報、HP、その他発出文書等において男女平等・男女共同参画の視点に立ち、表現方法に配慮して発信した。 チラシ作成及び講演会後のアンケート用紙作成の際、性の多様性やジェンダー平等を考慮した表現に努めた。	文章のみならず、写真やイラスト等の視覚表現も含め、性的マイノリティの人に配慮した表現にしていく必要がある。	関係各課 人権施策課	3
		行政職員への男女平等・男女共同参画意識の浸透	○市職員が業務を行う上で、男女共同参画に配慮した対応、また施策を進められるように研修、情報提供を充実します。	11月に五條市男女共同参画推進本部主催の五條市男女共同参画講演会に新規採用職員を研修参加し、LGBTQや多様な性を考え、理解と認識を深めた。 庁内インフォメーションに男女共同参画週間啓発文を掲載するとともに、各課から第2次男女共同参画計画進捗状況の報告を受け、とりまとめのうえ市ホームページで公開した。また、新規採用職員に対し、男女共同参画講演会への参加を促した。	引き続き、研修を通じ多様な生き方や多様な性があることを知ることで、行政での取り組みについて正しい理解と認識をより一層深め、市職員として今以上に人権意識をもって対応する必要がある。	人 事 課	5
					研修を実施する際は、内容が市政に反映、または市職員の意識向上に資するものとする。	人権施策課	6
	②男女共同参画に関する情報収集と情報提供	男女共同参画に関する情報収集・研究の充実	○男女共同参画、女性活躍施策を進めるための資料となるよう、世界、国、奈良県、近隣市町村における男女共同参画施策の情報収集・研究に努めます。	市町村男女共同参画行政担当職員研修に参加し、情報収集、情報共有を図った。	今後も県、他市町村との情報共有に努める。	人権施策課	7
		男女共同参画に関する情報提供の充実	○男女共同参画の考え方を浸透させるために講演会を開催します。	ジェンダー平等の考え方を定着させるため、性の多様性をテーマとして男女共同参画研修を開催した。 開催日：令和5年11月20日 講師：LGBTQ支援団体 定政輝さん 51名参加	幅広い世代、より多くの市民に参加してもらおう広報の仕方や、育児中の方でも参加できるよう、託児サービスの設置を検討する。	人権施策課	8
	2 男女共同参画を推進する保育・教育、学習の充実	①保育・教育における男女共同参画の推進	男女平等の視点に立った保育・教育環境の整備	○男女共生保育・教育を充実します。	人権施策課の出前教室「りんごなにいろう」を実施し、男女平等等について子どもたちに分かりやすく周知できた。	子どもたちが、よりわかりやすく、興味関心がもてるよう手作り教材を工夫する。	子ども未来課

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号		
2 男女共同参画を推進する保育・教育、学習の充実	①保育・教育における男女共同参画の推進	男女平等の視点に立った保育・教育環境の整備	○保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校での年度ごとの男女共生保育・教育に関する取組状況の把握をします。	発達段階に応じて男女共生の意識を高めることができるよう、各校の教育に位置づける。	各校で発達段階に応じて実践される、男女共同参画に関する取組を一層充実させる。	学校教育課	10		
				男女平等の視点に立った保育・教育が計画的に進められるよう、カリキュラムを作成し、評価・反省を行った。	人権尊重や男女共同参画への理解と関心が深まるよう人権集会等を中心に子どもの発達段階に応じた取り組みを継続的に行っていく。	子ども未来課	11		
			○保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校での年度ごとの男女共生保育・教育に関する取組状況の把握をします。	各校の人権教育推進計画等において、男女共生の視点で具体的な取組が計画され、実施されているかを把握した。	授業だけでなく、学校教育全般において男女共同参画の意識を高める取組となるように更に指導していく。	学校教育課	12		
				○保育士、教職員の男女共生保育・教育の実践につながる研修を実施します。	市人権教育推進委員会と連携し、人権に関する研修及び推進委員を中心とした園内研修を実施した。	現場において男性保育士がいることで男女共生保育の役割としての存在が増していくと考えられる。	子ども未来課	13	
			市人権教育推進委員会と連携し、広く人権に関する研修を実施した。		人権意識の高揚を図る取組に、今後も継続して取り組む。	学校教育課	14		
			○保育所保育指針、教育・保育要領、幼稚園教育要領、学習指導要領に基づき、子どもの発達の段階に応じた適切な保育・教育を実施します。	日常の保育を通して、命の大切さ・一人一人を認め合える仲間づくりについて話し合ったり伝えたりする機会を大切に、取り組みを行った。	年齢に合った内容や課題に合わせた教材や内容を工夫し分かりやすく伝える。	子ども未来課	15		
				学習指導要領の各分野に記されている男女平等に関する項目について、こどもの発達段階に応じた適切な教育を実施した。	今後も継続して取り組む。	学校教育課	16		
			○教材などの点検・改善をします。	子どもの年齢や発達に合った教材を活用するとともに、手作りの教材も利用しつつ保育を行った。	男女平等の視点に立った保育環境の見直しと教材・書籍の充実に努める。	子ども未来課	17		
				各校の人権教育年間計画や特別の教科道徳の別葉等、提出された計画を点検したり、授業を参観したりして、指導助言を行った。	各校で取組に対する点検・改善を行い、更に充実した取組が推進されるように指導する。	学校教育課	18		
			子どものエンパワーメント支援	○性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。	一人ひとりの性格や成長に応じた保育を行うなかで、男女を区別していることはないかを見直し、今年度は公の場において、○○ちゃん・○○君呼びから○○さん呼びにする等改善を行った。	子ども達への適切な教育保育の提供の為に、保護者へ男女共生の理解や協力が必要である。	子ども未来課	19	
					児童生徒の話を傾聴し、意志を尊重する進路指導を行った。	今後も、個人の能力や個性を大事にする進路指導に努める。	学校教育課	20	
					専門の知識のあるカウンセラーによる教育相談実施を行う。	専門の知識のあるカウンセラーによる教育相談実施を行う。	子どもサポートセンター	21	
				○保育体験・職場体験を通じたキャリア教育を推進します。	中学校において保育体験・職場体験を実施し、生徒の希望する職場で自己を見つめ直す体験活動を行った。	取組を継続させ、様々な分野で体験できるキャリア教育となるようにサポートする。	学校教育課	22	
					○生きる力を身につけるための学習機会を提供します。	年間計画をもとに毎月11日の人権の日に年齢やテーマに応じた人権学習(なかよしデー)を行った。	子どもの実態に即した実践が行われているか見直し、次年度に繋げていく。	子ども未来課	23
						変化する社会を生きるための基礎学力の定着を図るとともに、グローバル化に対応する国際感覚を身につけたり防災や健康を考えたりする授業を行った。	これまでの取組の検証を踏まえ、授業が楽しい、分かると答える児童生徒の割合を更に増加させる取組が推進されるように指導する。	学校教育課	24

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
2 男女共同参画を推進する保育・教育、学習の充実	①保育・教育における男女共同参画の推進	子どものエンパワメント支援	○生きる力を身につけるための学習機会を提供します。	カウンセラーや教職経験豊富な指導員による適応指導教室（くすのき教室）の円滑な運用を行う。	カウンセラーや教職経験豊富な指導員による適応指導教室（くすのき教室）の円滑な運用を行う。指導員が創意工夫し、子どもたちとともに考えた活動内容を実践する。	子どもサポートセンター	25
			○社会を生き抜く力を養う教育環境の整備をします。	一人ひとりの個性を大事にした保育環境を整え、子どもが安心して生活できるように取り組んだ。	子どもたちの生き抜く力を養うため乳幼児期から、主体的に活動できる環境を整え、非認知能力を育む。	子ども未来課	26
				小・中学校において、1人1台端末を用いて「ごじょう電子図書館」を促進したり AI ドリルを導入したりした。	導入されている機器やコンテンツを、児童生徒が自ら進んで活用して学習できるように指導する。	学校教育課	27
			○「夢」、「志」の実現のために家庭・地域・学校の連携を目指す諸施策を展開します。	地域との連携を密にし、様々な取り組みを子ども達と共に行ってきた。また、保護者も一緒に体験できる機会をもち体験する喜びや視野を広げる機会となった。	家庭、こども園、地域の連携を大切にしながら、子どもが豊かに生き抜く力を養うことができるように、情報や学習の機会を見直し、検討しながら提供していく。	子ども未来課	28
				ブログやホームページで学校の取組を発信したり、パンフレット「五條市の子どもたちに「確かな力を育もう」」を教育委員会から配布したりした。	今後も継続的に取り組み、家庭や地域との連携を更に充実させる。	学校教育課	29
	学期ごとに各園、小学校、中学校、高等学校を訪問し、情報共有や連携を行い指導する。	学期ごとに各園、小学校、中学校、高等学校を訪問し、情報共有や連携を行い指導する。		子どもサポートセンター	30		
	②社会生活における男女共同参画学習の推進	人権尊重・男女共同参画社会推進のための学習機会の提供	○市民参加による講座、学習会等生涯学習機会を提供します。	各地区や関係団体における地区懇や研修等の実施	各地区懇等への更なる参加者の増加を図る。	生涯学習課	31
			○人権教育推進協議会を中心としたネットワークの充実を図ります。	各地区や関係団体における地区懇や研修等の実施 地区別懇談会の受講者数（令和5年度）253名	各地区での継続的な地区懇の開催等更なる取組内容の充実を図る。	生涯学習課	32
			○男女共同参画の意識向上を図る学習機会を提供します。	ジェンダー平等の考え方を定着させるため、性の多様性をテーマとして男女共同参画研修を開催した。 開催日：令和5年11月20日 講師：LGBTQ支援団体 定政輝さん 51名参加	幅広い世代、より多くの市民に参加してもらう広報の仕方や、育児中の方でも参加できるよう、託児サービスの設置を検討する。	人権施策課	33
				各地区や関係団体における地区懇や研修等の実施	各地区での地区懇の開催等更なる取組内容の充実を図る。	生涯学習課	34

男女共同参画計画 進捗状況調査シート

基本目標2 あらゆる人が参画できる基盤づくり (計画本書 P.30~36)

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
3 働く場における男女共同参画の推進	①事業所での男女共同参画促進	事業所への「女性活躍推進法」の周知	○「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」等の法律・制度等の周知をします。 ・広報誌及びホームページ掲載、講演会開催 ・チラシ等の配布	啓発物品作成に際し、市内事業者より広告主を募集し、男女共同参画社会の推進について啓発を行った。	継続的に実施していく。	人権施策課	35
				県からのチラシ、パンフレットを配架した。また五條市商工会、テクノパーク・なら工業団地運営協議会、五條市企業人権教育推進協議会と連携し周知している。	継続的に実施していく。	産業観光課	36
			○長時間労働の抑制、均等な機会・待遇の確保、女性の管理職への登用等、男女がともに働きやすい職場づくりに関する研修等の情報提供をします。 ・広報誌及びホームページ掲載、チラシ等の配布	男女共同参画啓発物品配布による街頭啓発を実施した。	継続的に実施していく。 ホームページを充実させる。	人権施策課	37
				県からのチラシ、パンフレットを配架した。また五條市商工会、テクノパーク・なら工業団地運営協議会、五條市企業人権教育推進協議会と連携し周知している。	継続的に実施していく。	産業観光課	38
			○妊娠・出産・子育て、介護を担う労働者が働き続けられるよう、職場環境の整備についての情報提供や啓発活動を行います。	奈良県女性センター主催の講座案内等を本庁、人権総合センター玄関のパンフレット入れに配架した。	広報誌、ホームページ等で発信していけるようにする。厚生労働省等が発信している動画等の情報を活用する。	人権施策課	39
				県からのチラシ、パンフレットを配架した。また五條市商工会、テクノパーク・なら工業団地運営協議会、五條市企業人権教育推進協議会と連携し周知している。	継続的に実施していく。	産業観光課	40
	○セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等様々なハラスメント防止のための情報提供や啓発活動を行います。	各種ハラスメントについての各種相談窓口一覧リーフレットを市役所本庁舎及び人権総合センターに配架した。	広報誌、ホームページ等で発信していけるようにする。厚生労働省等が発信している動画等の情報を活用する。	人権施策課	41		
		県からのチラシ、パンフレットを配架した。また五條市商工会、テクノパーク・なら工業団地運営協議会、五條市企業人権教育推進協議会と連携し周知している。	継続的に実施していく。	産業観光課	42		
	②農林業及び商工業等自営業での男女共同参画促進	就業条件改善への情報提供	○就業条件改善に向けた啓発活動等に努めます。	チラシ、ホームページで周知した。	継続的に実施していく。	産業観光課	43
			○農業従事者に対して家族経営協定の周知を図ります。	認定農業者の更新や新規雇用就農者応援補助事業の問合せの際に周知を行った。家族経営協定：4件(R5実績)	継続的に実施していく。	農林政策課	44
	③女性の人材活用とチャレンジ支援	五條市女性職員の活躍の推進	○女性活躍推進法に基づく「五條市特定事業主行動計画」、「五條市人材育成基本方針」に基づき、公平平等な職員の採用及び女性の管理職登用、男性職員の育児参画を促進します。	管理職の女性割合 26.0% (22/123人)	①引き続き、男性の育児休業を積極的に取得するよう推進していく。 ②育児と仕事の両立支援を拡充のため、育児世代の働きやすさ向上と育児とキャリアの両立をあと押しするために関係する制度を改正(子の看護休暇の対象年齢を中学校入学前に引き上げ)し、人材の多様性を生かしつつ、事業リーダーとなる人材を育成していく。	人事課	45

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
3 働く場における男女共同参画の推進	③女性の人材活用とチャレンジ支援	就業・起業を目指す女性に対する支援	○国や県等が主催のセミナー・講演会等の情報収集と情報提供を行います。 ・広報誌、ホームページ掲載	奈良県女性センター主催の講座案内を本庁、人権総合センター玄関のパンフレット入れに配架した。	広報誌、ホームページ等で発信していけるようにする。	人権施策課	46
			○あらゆる業種に携わる女性の意見交換のための集いを実施します。	令和5年度において、民間企業のアドバイザーに、新たに男女共同参画審議会委員となっていた。	就業中の方でも気軽に参加できるよう、一定の場所に集まる形でなくオンラインや掲示板方式での意見交換の在り方を検討する。	人権施策課	47
4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	①市政における政策・方針決定過程への女性の参画の推進	男女共同によるまちづくりの推進	○「委員会」「審査会」等への女性委員登用割合 30%以上の実現を目指します。	委員総数 578 名、うち女性委員数 153 名 女性委員登用割合 26.5%		関係各課	48
				委嘱期間が満了に伴い、後任の女性委員を確保することが出来なかった。	女性委員を確保する。	西吉野支所	
				女性委員 1 名を確保した。	昨年度と同様、人口減少等により、委員の確保自体が困難になりつつある。	大塔支所	
	②地域活動等における方針決定過程への女性の参画の促進	あらゆる人が参画する地域活動の促進	○自治会等の地域活動団体の方針決定過程への女性の参画を促進します。	五條市自治連合会会長が男女共同参画審議会の委員長を務める	自治会の方針決定過程への女性の参画については、役員になっていただく必要があると考えられるため、次項の問題がある	地域政策課	49
			○自治会等役員への女性登用の拡大を促進します。		輪番制による自治会役員決定の場合女性が役員のこともあるが、そうでない場合は男性が多い	地域政策課	50
			○住みよい地域社会を築くために、慣行を見直し、方針決定過程へあらゆる人の意見や考え方を反映させるように促進します。	市の最上位計画である「五條市ビジョン」の推進を図るため、女性を含む各種団体の長などにより組織される「五條市ビジョン推進懇話会」において、審議を行った。	「五條市ビジョン推進懇話会」に幅広い分野の委員を登用し、継続的に施策を推進することと併せて、五條市ビジョンの更新・修正を行っていく。	企画政策課	51
5 防災・減災活動、まちづくりの推進	①様々な人の視点での防災対策の推進	防災対策の推進	○防災訓練や自主防災組織への積極的な参加を促進します。	自主防災組織の防災訓練において女性の参加を推進すると共に積極的な意見交換を行った。	今後も積極的に参加していただけるよう、引き続き取り組みを推進する。	危機管理課	52
			○地域での啓発や情報提供を行い、防犯体制の充実を推進します。	ランドセルカバー贈呈式等の啓発活動を男女の区別なく推進した。	今後も継続して各種啓発活動を行っていききたい。	危機管理課	53
			○五條市女性消防団等の活躍を推奨するとともに、今後の活躍の促進を図ります。	春秋季・年末の広報活動等の各種事業について男女の区別なく推進した。	団活動へ積極的に参加していただけるよう、引き続き取り組みを推進する。	危機管理課	54
			○高齢者や障がいのある人などの視点に立った避難所運営体制の検討を進めます。	運営マニュアルに基づき、五條市総合防災訓練で福祉避難所と共同で避難訓練を実施した。	今後も高齢者や障がいのある人などの視点に立った避難所運営体制の充実を目的に関係機関と連携を密にした訓練等を継続が必要。	危機管理課	55
	②地域活性化のためのまちづくりの推進	様々な人が参画するまちづくりの推進	○様々な人が参画して新しい視点でまちを見直し、誰もが住みよい地域社会を築いていくため、それぞれの主体的な活動を推進します。	五條市ビジョン第五條に掲げられている「すべての人が社会参加するまちをつくる」に位置付けられたビジョン事業を推進し、事業に対する評価等を行うことで、PDCAサイクルを実施。各事業の継続的な改善を目指している。	五條市ビジョンのビジョン事業に則り、引き続き関連事業を推進していく。	企画政策課	56
			○各地域へ情報提供を行い、地域活性化の促進に取り組みます。	SNS等を通じて、情報発信を行い、地方創生の推進に取り組んだ。	引き続きSNS等を通じて情報発信を行い、地域活性化に取り組む。	企画政策課	57

男女共同参画計画 進捗状況調査シート

基本目標3 互いに支え合う環境づくり (計画本書 P.37~44)

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和3年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号	
6 ワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現のための啓発	○長時間労働の抑制、年次有給休暇や育児休業・介護休業等取得しやすい労働環境づくりのための情報提供や啓発活動を実施します。	県作成の女性の活躍・再就職応援ジャーナル、女性センター講座チラシを人権総合センター、本庁のパンフレット入れに配架した。	市役所がモデル事業所となるよう人事課と連携し、ワークライフバランスの実現例を紹介する等情報提供できるようになる必要がある。	人権施策課	58	
				県からのチラシ、パンフレットを配架し、各協議会及び関係機関と連携し周知している。	継続的に実施していく。	産業観光課	59	
				県作成の女性の活躍・再就職応援ジャーナル、女性センター講座チラシを人権総合センター、本庁のパンフレット入れに配架した。	広報誌やホームページ等を通じて啓発活動を行っていく。産業観光課と連携し、企業人推協に対し働きかける。	人権施策課	60	
				県からのチラシ、パンフレットを配架し、各協議会及び関係機関と連携し周知している。	継続的に実施していく。	産業観光課	61	
	②ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援体制の充実	安心して働き続けるための支援策の充実	○「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」に基づいて、仕事と介護の両立ができる環境の整備を進めます。	介護支援専門員への集団指導を行った。	介護保険事業所等に業務負担軽減の取組など情報提供を行う。	介護福祉課	62	
				○多様な就労形態に対応し、仕事と子育ての両立ができる保育サービスを充実します。	子育て支援センターの一時預かり事業を土日も実施することにより保育サービスの充実を図った。	継続して実施する。	児童福祉課	63
					こども園では、預かり保育・延長保育・一時預かり・病後児保育を実施した。	保護者が、安心して働けるように多様なニーズに応じた支援を提供していく。	子ども未来課	
				○職場における健康確保対策を推進します。	引き続き、長時間労働の是正、健康診断、ストレスチェック、カウンセラー等による予備面接等により職員の健康管理に努めた。	勤怠システムによる業務管理の徹底、週休日出勤の振替休日取得の周知徹底、またストレスチェック受診率を100%とする必要がある。カウンセラー等による面接についても、受けやすい環境(Web,電話等)を整える必要がある。	人事課	64
	7 仕事と家庭生活が両立できる環境整備	①男性の家事や子育て・介護などへの参画促進	男性を対象とした家事・子育て・介護等の学習機会の充実	○男性の家事や子育て、介護等への積極的な参画を促進するため、それらに関する学習機会の提供の充実を図ります。 ・両親教室の実施 ・男性料理教室の実施 ・介護教室の実施	(1)5月、8月、11月、2月の年4回及び対象者の希望に合わせ個別両親教室を実施した。 (2)料理教室(元気いきいきクッキング教室)を開催し、男性の参加率向上に努めた。	継続して実施する。	児童福祉課	65
					家族介護教室の開催なし	特になし	介護福祉課	66
家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供		○固定的な性別役割分担意識や性別にとらわれず、家族で家事や子育て、介護等の家庭的責任を果たすことができるよう、家庭における男女共同参画意識を高めるための情報提供を行います。 ・広報誌、ホームページへの啓発記事の掲載 ・ワーク・ライフ・バランスについての啓発	・広報誌、五條市ホームページに啓発記事を掲載した。 ・街頭啓発や、啓発物品の配布により住民への周知を図った。	引き続き広報誌やホームページを通じて啓発活動を行っていく。	人権施策課	67		

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和4年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号		
7 仕事と家庭生活が両立できる環境整備	①男性の家事や子育て・介護などへの参画促進	相談体制の充実	○夫婦関係や親子関係等、家庭が抱える問題に適切に対応するため、女性のための相談等の相談体制の充実、連携を図ります。	奈良女性センターや関係各課と連携を図りながら、各種相談を人権施策課（人権総合センター・野原東住民センターを含む）で随時受け付けた。	DV、貧困、就業、離婚等、相談の具体的な内容については人権施策課では対応しきれないことから、各事例の相談窓口を明確にし、連携を強化する必要がある。	人権施策課	68		
			②あらゆる人がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり	地域活動等に参画しやすい環境づくりの推進	○男女共同参画講演会を開催し、意識改革の推進を図ります。	ジェンダー平等の考え方を定着させるため、性の多様性をテーマとして男女共同参画研修を開催した。 開催日：令和5年11月20日 講師：LGBTQ支援団体 定政輝さん 51名参加	幅広い世代、より多くの市民に参加してもらう広報の仕方や、育児中の方でも参加できるように、託児サービスの設置を検討する。	人権施策課	69
					○地域活動にあらゆる人が参画し、地域の日常的な活動がしやすい環境づくりを進めます。	・スマホ教室の開催を行い、地域にデジタル化を推進した ・市外公共ホール利用補助金を交付し、地域活動を支援した	広報やHPで周知を徹底していく	地域政策課	70
						・ジェンダーに関わらず誰もが対等にあらゆることに参画できる社会づくりのため、幼児期からジェンダー平等の意識を定着させるよう、性の多様性理解のための出前教室に取り組んだ。	今後も継続して実施していく。	人権施策課	71
	③子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実	子育て支援サービスの充実	○子どもの成長を見守り、子育て家庭を応援する地域の子育て支援を促進します。 ・妊婦・乳幼児がいる家庭への訪問 ・子育てに関する相談体制の推進 ・子育てに関する学習機会の提供 ・出産前後の体調管理と母親同士の仲間づくりのための子育て教室の開催	(1)新生児全戸訪問を実施した。 (2)要支援家庭への乳幼児訪問指導を実施した。 (3)乳幼児健診以外にも体重測定会や個別相談等で、保護者が相談できる機会を提供した。 (4)学習機会や仲間づくりの場として母親教室・両親教室、離乳食教室、ママsルーム等の教室を実施した。 (5)育てにくさを抱える子どもをもつ保護者支援として、毎月療育教室及び療育相談を実施した。 (6)子育て支援センターにおいて子育てに関する講座・相談会を実施した。	継続して実施する。	児童福祉課	72		
			○多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実を図ります。	子育て支援センターの一時預かり事業を土日も実施することにより保育サービスの充実を図った。 こども園では、預かり保育・延長保育・一時預かり・病後児保育を実施した。	継続して実施する。	児童福祉課	73		
					一時預かり保育利用数は増えてきているが、病後児保育をもっと地域に周知してもらえよう、発信していく。	子ども未来課			
	介護サービスの充実	○介護支援サービスに関する情報提供、家族介護者への支援や相談体制の充実を図ります。 ・介護教室を開催し家族介護の支援 ・介護に関する総合相談による支援	・認知症カフェ「おれんじロバさんの部屋」を実施し、家族介護者同士の交流、相談支援等を行い精神的負担の軽減を図った。 11回開催、参加者 105人 ・総合相談件数 930件（新規・継続含む） ・もの忘れ相談の実施 21件（延べ27人） ・休日相談の開催（毎月第二土曜、予約制）5件	・新規参加者が来られても継続利用には至っていない。参加者のニーズに合わせた取り組みを行っていく。 ・高齢者のとりまく環境やニーズの多様化に伴い庁内部署、関係機関との連携が重要である。連携体制の仕組みを構築する。	介護福祉課	74			

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
7 仕事と家庭生活が両立できる環境整備	③子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実	介護サービスの充実	○介護支援サービスに関する情報提供、家族介護者への支援や相談体制の充実を図ります。 ・介護教室を開催し家族介護の支援 ・介護に関する総合相談による支援	・認知症カフェ「おれんじロバさんの部屋」を実施し、家族介護者同士の交流、相談支援等を行い精神的負担の軽減を図った。11回開催、参加者105人 ・総合相談件数930件（新規・継続含む）・もの忘れ相談の実施21件（延べ27人）・休日相談の開催（毎月第二土曜、予約制）5件	・新規参加者が来られても継続利用には至っていない。参加者のニーズに合わせた取り組みを行っていく。 ・高齢者のとりまく環境やニーズの多様化に伴い庁内部署、関係機関との連携が重要である。連携体制の仕組みを構築する。	介護福祉課	74
8 援助を必要とする人への支援	①ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等への支援	○ひとり親家庭等の親子が安心して生活できるよう、生活支援、子育て支援、就業支援等を充実します。	ハローワークおよび吉野福祉事務所を連携し、就労支援および生活相談支援等を実施した。	継続して実施する。	児童福祉課	75
			○相談体制の充実を図ります。	相談強化のため、内閣府主催の研修に参加し、様々な分野の支援について学び、相談体制の強化に努めた。	継続して実施する。	児童福祉課	76
			○母子父子自立支援員等の相談担当者等に対して、男女共同参画の視点に配慮した対応ができるよう研修を行います。	相談強化のため、内閣府主催の研修に参加し、様々な分野の支援について学んだ。	継続して実施する。	児童福祉課	77
	②在住外国人家庭への支援の充実	在住外国人家庭への支援	○公民館での日本語を学びながら互いの文化について交流し多文化共生を目指すクラブ・サークル活動の広報に努めます。	ボランティアによる日本語学級の開催周知を行う。原則毎週土曜日午後2時～4時開催。 令和5年度：延べ336人が参加	継続して周知を行う。	生涯学習課	78
			○五條市ホームページの外国語の翻訳機能により、市政等の情報提供をします。	○五條市ホームページの外国語の翻訳機能により、市政等の情報提供をします。	今後も継続して実施していく。	企画政策課 関係各課	79
	③高齢者や障がいのある人への支援の充実	公的年金制度や社会保障制度の周知徹底		○老後における経済的支援として、公的年金や医療費などについての情報提供を行います。	国民年金保険料の前納方法や免除制度について、電話・窓口での相談時や、広報で周知を行っている。 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納入方法・軽減制度、高額療養費支給制度及び福祉医療制度等について、窓口等での相談・情報提供や勧奨を行っている。また、広報五條やホームページでも周知を行っている。	今後も制度周知の徹底により国民年金保険料の未納者を減らし、公的年金受給額の増額につながるよう努める。 今後も収納率を高めて安定した保険制度の運営に努めるとともに、高額療養費制度及び福祉医療制度の周知・勧奨を行う。また今後保険証が廃止され、マイナ保険証に切り替わることからマイナ保険証の周知・利用促進に努める。	市民課
ひとり暮らしの高齢者の生活支援・生きがいづくりの推進				○「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」に基づき、生きがいを持って生活できるよう社会に開かれた活動の場や機会の拡充を図ります。 ・高齢者の就労機会の充実、生涯学習、生涯スポーツの推進 ・生活支援事業の推進	・シルバー人材センターの会員数増のため普及啓発活動を行った。（R5年度末会員数 215人） ・長寿スポーツ大会を開催し多くの参加者があった。	・退職年齢の引上げなど会員数を増やすことは困難な傾向にあるが、シルバー人材センターは高齢者の就労を提供する重要な機関であることから、支援を続ける。 ・長寿スポーツ大会の継続	介護福祉課
高齢者の人権の尊重		○「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」に基づき、高齢者の権利擁護や虐待防止、成年後見制度の利用支援の推進をします。	・高齢者虐待通報相談件数10件、対応延べ件数84件、事実確認を行い必要な支援を行った。11月虐待防止の啓発活動を実施。（街頭啓発、関係機関に啓発コーナー設置。広報五條11月号掲載） ・成年後見制度に関する相談延べ件数64件、市長申立の実施1件、親族による申し立て作成支援2件、本人による申し立て作成支援3件、利用支援事業の実施6件	今後も継続して実施していく。	介護福祉課	83	

男女共同参画計画 進捗状況調査シート

基本目標4 互いに尊重し安心して暮らせる環境づくり (計画本書 P.45～52)

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
8 援助を必要とする人への支援	③ 高齢者や障がいのある人への支援の充実	障がいのある人への生活自立の支援	○「五條市障害者計画」「五條市障害福祉計画」「五條市障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人が地域とのつながりの中で自尊心と自立心をもって暮らせる共生社会を目指して支援提供体制を整備します。	第6期五條市障害福祉計画及び第2期五條市障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めた。 市内の障がいのある方及びその家族に対する調査等を踏まえ「第7期五條市障がい福祉計画及び第3期五條市障害児福祉計画」の策定を行った。	多様化するニーズに対し、継続して障害福祉サービス等の提供体制の確保に努める。自立支援協議会に係る体制見直しのため、令和7年度の立ち上げに向け、当事者及び関係機関と調整を行う。	社会福祉課	84
9 あらゆる暴力に対する対策の推進	① あらゆる暴力根絶にむけた意識啓発の推進	パートナーや子ども等に対する暴力・虐待を許さない意識の浸透	○暴力防止、暴力根絶のための啓発活動を充実します。 ・オレンジリボン、パープルリボン活動	啓発ポスターの掲示・チラシの設置を行った。	すべての職員が啓発の主体であることを意識づけるため、オレンジリボン・パープルリボンの着用をすすめる。	人権施策課	85
				県内一斉キャンペーンに合わせ、11月1日にオレンジリボンキャンペーンを五条駅で実施した。また11月中、市内5か所で啓発ブースを設置し、市内こども園・小中学校で教職員がオレンジリボンを装着するなど児童向けに啓発を実施した。 11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市役所公式SNSでの配信や市役所庁舎内「五條モール」にパープルリボンキャンペーン特設ブースを設置し、啓発を行った。			
			○あらゆる暴力根絶のための学習機会を提供します。	奈良県女性センター主催の講座案内を本庁、人権総合センター玄関のパンフレット入れに配架した。	継続して実施する。	人権施策課	87
				CAP(子どもが暴力から自分を守る為の教育プログラム研修会)を各小学校から希望を募り、小学校において実施する機会を設けているが、講師との日程調整がつかず、今年度は中止となった。	各小中学校等にプログラムの重要性を周知し、学習の機会を提供する。	児童福祉課	88
		女性や子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	○性・暴力表現は、重大な人権侵害であり男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から根絶に向けた啓発を行います。	内閣府作成のDV被害に悩んでいる人、悩んでいる人を見かけた人、児童虐待に気づいた人に向けたポスターの掲示・チラシを配架した。	継続して実施する。	人権施策課	89
				11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市役所公式SNSでの配信や市役所庁舎内「五條モール」にパープルリボンキャンペーン特設ブースを設置し、啓発を行った。	継続して実施する。	児童福祉課	90
		暴力の発生を防ぐ環境づくり	○犯罪防止の視点に立った公園等の整備等、犯罪被害に遭わないまちづくりを推進します。	防犯灯整備にかかる費用に対して自治会に防犯灯設置補助金を交付した。 交付件数：298.2件 交付額：4,466,400円	継続して実施する。	地域政策課	91
				五条駅周辺駐輪場内の放置自転車の撤去を行った。	引き続き五条駅周辺整備を実施する。	まちづくり推進課	92
				市内公園には数か所の防犯カメラが設置されており、犯罪防止に努めている。	継続して実施	公園緑地課	93

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
9 あらゆる暴力に対する対策の推進	② あらゆる暴力根絶のための学習機会の提供	性的な暴力から身を守るための学習機会の提供	○インターネット上のコミュニケーションツールを利用した性犯罪、売春等に巻き込まれない力を養う（メディア・リテラシー）ための学習機会を提供します。	(1)内閣府作成のチラシを本庁、人権総合センターのリーフレット入れに配架した。 (2)広報五條にインターネット上のトラブルに巻き込まれないための注意事項を掲載した。	引き続き広報誌やホームページを通じて啓発活動を行っていく。	人権施策課	94
			○インターネット上のコミュニケーションツールを利用した性犯罪、売春等に巻き込まれない力を養う（メディア・リテラシー）ための学習機会を提供します。	保護者向けの講演会を開いたり、授業で通信業者等の専門家から情報モラルの授業を受けたりして、適切な使い方についての啓発を行った。	家庭に向けて啓発の機会を設けているが、安全な使い方について保護者に十分に浸透していない。	学校教育課	95
			○DV防止法、ストーカー規制法等について周知します。	各地区や関係団体における地区懇や研修等の実施 地区別懇談会の受講者数（令和5年度）253名	各地区での地区懇の開催等更なる取組内容の充実を図る。	生涯学習課	96
			○虐待は人権侵害であり犯罪であるという認識を深めるため、虐待防止のための講演会等の開催をします。	CAP（子どもが暴力から自分を守る為の教育プログラム研修会）を各小学校から希望を募り、小学校において実施する機会を設けているが、講師との日程調整がつかず、今年度は中止となった。	各小中学校等にプログラムの重要性を周知し、学習の機会を提供する。	児童福祉課	98
		○新たな形の暴力に対して的確に対応していきます。	内閣府作成のDV被害に悩んでいる人、悩んでいる人を見かけた人、児童虐待に気づいた人に向けたポスターを掲示、チラシをリーフレット入れに配架した。	継続して実施する。	人権施策課	99	
		○DV相談、女性相談等ができる窓口を周知徹底します。	・要支援家庭への訪問（令和5年度訪問件数：71件） ・関わりにくさのある子どもを持つ保護者への支援として発達相談、療育相談を実施した。 ・要支援妊婦の早期支援として、問題解決に向けたケアプランを作成し、面談や訪問等を実施した。 また児童虐待予防に強化した母親・両親教室を実施した。	継続して実施する。	児童福祉課	100	
		○相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化します。	各地区や関係団体における地区懇や研修等の実施 地区別懇談会の受講者数（令和5年度）253名	各地区での地区懇の開催等更なる取組内容の充実を図る。	生涯学習課	101	
	③ あらゆる暴力防止のための関係機関との連携強化	相談体制の充実	○DV相談、女性相談等ができる窓口を周知徹底します。	(1)各種相談窓口一覧リーフレットを本庁及び人権総合センターに配架。 (2)奈良県性暴力被害者サポートセンターシールを庁舎女子トイレに設置。	継続して実施する。	人権施策課	102
			○相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化します。	相談窓口を掲載したチラシを配布およびSNSによる相談窓口の周知を行った。	継続して実施する。	児童福祉課	103
			○相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化します。	関係各課の相談窓口について、相談内容及び連絡先等を確認した。	今後も推進本部体制の強化に努める。	人権施策課	104

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号			
9 あらゆる暴力に対する対策の推進	③あらゆる暴力防止のための関係機関との連携強化	相談体制の充実	○相談者がこころに抱え込んでいるつらさ・しんどさを臨床心理士に相談することでこころの負担を軽減し、必要に応じて関係機関へつなぎます。	年間30日実施。 1日に4人の面接枠を昨年度と同様確保、延べ109人の面談を行った。	現在の相談体制の維持と、他の専門職(精神保健福祉士など)や専門機関との連携など相談体制の更なる充実が図れるよう検討を進める必要がある。	健康推進課	105			
		暴力防止のための関係機関との連携強化	○適切な助言が迅速に行えるよう、警察署、こども家庭相談センター、女性センター、配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関との連携を強化します。	五條警察署、なら犯罪被害者等支援センターと締結した協定に基づき、犯罪被害者等支援の連携協力を維持推進した。	継続して実施する。	人権施策課	106			
				五條市児童虐待および配偶者等暴力防止ネットワーク設置要綱に基づき関係機関との情報連携を密に行った。	継続して実施する。	児童福祉課	107			
	④被害者に対する相談・支援体制の充実	被害者の自立を支える効果的な支援	○被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。	○被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。	継続して実施する。	市 民 課 関 係 各 課	108			
			○母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。	ハローワークおよび吉野福祉事務所を連携し、就労支援および生活相談支援等を実施した。	継続して実施する。			児童福祉課	109	
			○五條市児童虐待及び配偶者等暴力防止ネットワークの組織機関の情報共有化による被害者の健全な発育発達及び安全な生活を支援します。	五條市児童虐待および配偶者等暴力防止ネットワーク設置要綱に基づき関係機関との情報連携を密に行ない、必要な支援につなげた。	継続して実施する。			児童福祉課	110	
		子どもに対する支援	○健診や育児相談、保育・教育現場等、様々な機会を通して児童虐待の発見に努めます。	定期的な健康診査の実施、集団及び個別相談、訪問指導の実施。 産後のメンタルヘルス対策として「エジンバラ産後うつ病問診票」や「赤ちゃんへの気持ち質問票(ボンディング)」を導入。 健診未受診者への訪問等追跡を実施。	継続して実施する。	児童福祉課	111			
					保健福祉センターや小中学校・こども園との連携を深め、児童虐待の早期発見に努めた。			継続して実施する。	児童福祉課	112
					各校で小さな事でも気づきがあれば子どもサポートセンターや学校教育課に報告、相談を受け、児童福祉課と情報共有しながら対応した。			今後も現場と連携して早期発見に努める。	学校教育課	113
			○こども家庭相談センター等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。	こども家庭センター(旧:保健福祉センター母子保健係)等関係機関との情報連携を密にし、こどもや保護者の支援を行った。	令和6年度からこども家庭センターを設置し、さらに児童福祉・母子保健分野と連携を深め支援を行う。	児童福祉課	114			
			○子育て支援講演会等を実施します。	児童虐待及び配偶者等暴力防止ネットワーク関係者に向けた児童虐待の現状と対策及び里親制度について	継続して実施する。	児童福祉課	115			

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号	
10 ハラスメントの防止対策の推進	①ハラスメント防止のための啓発の推進	ハラスメントの防止に関する意識啓発	○職場や学校等での様々なハラスメントを防止するために啓発活動を充実します。	令和5年10月に五條市職員のハラスメントの防止等に関する指針を策定し、職員が生き生きと仕事を行い、その能力を十分に発揮できるような風通しの良い職場づくりを進めるため、ハラスメントの内容及び防止策を示し、未然防止を図るとともに、職場がハラスメントの対応にあたって留意すべき事項を周知した。	全職員を対象とした研修を実施する必要がある	人事課	116	
			○職場や学校等での様々なハラスメントを防止するために啓発活動を充実します。	男女共同参画啓発物品を配布。	啓発物品の配布による啓発を継続して実施するとともに、HP等による情報発信も検討していく。	人権施策課	117	
			五條市公立学校において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのない職場づくりを」を目指して、各校に周知・啓発を実施した。	引き続き、周知・啓発を実施していく。	教育総務課	118		
		ハラスメント被害の相談体制推進	○奈良労働局等関係機関との連携による相談体制を推進し支援します。	関係機関との連携により相談体制を推進するための検討を行う。	ハラスメント事案が発生した場合に備え、関係機関との連携体系を構築していく必要がある。	人事課 人権施策課	119 120	
	②庁内でのハラスメント対応体制の整備	ハラスメントの防止に関する意識啓発	○ハラスメントの防止について周知徹底します。	令和5年10月に五條市職員のハラスメントの防止等に関する指針を策定し、職員が生き生きと仕事を行い、その能力を十分に発揮できるような風通しの良い職場づくりを進めるため、ハラスメントの内容及び防止策を示し、未然防止を図るとともに、職場がハラスメントの対応にあたって留意すべき事項を周知した。	全職員を対象とした研修を実施する必要がある	人事課	121	
			ハラスメントの防止のための職員に対する研修等の実施	○ハラスメントを起こさない職場づくりを目指して、庁内研修を実施します。	令和5年10月に五條市職員のハラスメントの防止等に関する指針を策定し、職員が生き生きと仕事を行い、その能力を十分に発揮できるような風通しの良い職場づくりを進めるため、ハラスメントの内容及び防止策を示し、未然防止を図るとともに、職場がハラスメントの対応にあたって留意すべき事項を周知した。	全職員を対象とした研修を実施する必要がある	人事課	122
			○五條市人材育成基本方針により職員に求められる行動指針を明示します。	五條市人材育成基本方針を新規採用職員に示し、求められる行動指針について説明を実施した。	行革推進推進計画の改定に伴う、人材育成基本方針の見直しにおいても、引き続き反映していく。	人事課	123	
		庁内における相談体制の強化	○人事担当課の相談体制の充実を図ります。	令和5年10月に五條市職員のハラスメントの防止等に関する規則を制定し、これに基づき相談窓口的苦情相談を受ける職員を設置した。	ハラスメント事案が発生した場合に備え、外部相談窓口も設置していく必要がある。	人事課	124	
	11 性の理解と生涯を通じた健康支援	①性を正しく理解・尊重するための教育と啓発	性同一性障がいや性的マイノリティ等への理解を深める啓発活動の推進	○性同一性障がいや性的マイノリティ等への理解を深め、正しい知識の普及に努めます。	五條市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱を交付するとともに、広報や五條市HP等で制度や性の多様性に関する情報提供を行った。 市内小中学生を対象に、トランスジェンダー当事者を講師としてLGBTQ研修を実施した(6校419名)。職員がこども園・保育園に出向き、性の多様性理解のための出前教室を行った。	情報提供・LGBT研修を継続して行うとともに、マニュアル等を活用した職員研修も検討する。	人権施策課	125

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
11 性の理解と生涯を通じた健康支援	②心身の健康づくりへの支援	多様性を認める意識の醸成	○女性をはじめ、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等の人権の尊重、多様性を認め合う共生社会についての理解を深める施策を進めます。	(1)現在の社会情勢や人権課題に対応するため、五條市人権施策に関する基本計画を見直し、第2次計画策定した。 (2)ホームページ・デジタルサイネージ等を活用し、多様性を認め合う社会への理解を呼びかけた。	人権施策に関する基本方針の早期完成を目指すとともに、今後も差別をなくす市民集会や講演会等をあらゆるテーマで開催し、市民の参加を促す。	人権施策課	126
				11月に五條市男女共同参画推進本部主催の五條市男女共同参画講演会に新規採用職員を研修参加し、LGBTQや多様な性を考え、理解と認識を深めた。	引き続き、研修を通じ多様な生き方や多様な性があることを知ることで、行政での取り組みについて正しい理解と認識をより一層深め、市職員として今以上に人権意識をもって対応する必要がある。	人 事 課	127
		発達段階に応じた性教育の実施	○互いの生と性を尊重し、多様な生き方を認め合えるよう、関係機関と連携を取りながら、発達段階に応じた性教育に取り組みます。	保健、特別の教科道徳及び特別活動などの時間に、発達段階に応じて性教育を行った。多くの学校で性の多様性をテーマにして職員研修や授業に取り組んだ。	今後も発達段階に応じた取組を推進していく。	学校教育課	128
		心身の健康に関する情報提供、相談の充実	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて情報提供を充実します。 ○妊娠や出産、様々な健康をおびやかす問題等について、安心して相談できるよう相談体制を充実します。	市ホームページ等を通じて情報提供を行った。	継続して実施する。	人権施策課	129
				(1)妊娠届出時に保健師が面接を実施。 (2)要支援者には支援計画を立案し、個別相談及び訪問指導を実施している。	継続して実施する。	児童福祉課	130
		ライフステージに応じた健康管理体制の充実	○「五條市老人保健福祉計画」「五條市介護保険事業計画」に基づいて、健康づくりの推進、認知症初期集中支援推進事業等を進めます。 ○各種がん検診等の受診啓発活動や健康教室を実施します。	ホームページ掲載や、9月のアルツハイマー月間での街頭啓発にて周知啓発を行った。	継続して実施する	介護福祉課	131
				これまでの広報やホームページに加え、LINEを活用し検診・教室の普及啓発を行った。	これまで節目年齢の市民に対し検診案内を個別通知してきた。今後も、同様に個別通知、広報、ホームページやLINEを活用した普及啓発を実施する。	健康推進課	132
			○食生活の改善の推進、健康づくりのための運動普及の推進をします。	食生活の改善普及推進のため「クッキング教室」を4回開催した。運動普及を推進するためウォーキングを6回開催した。 更に運動については、後期高齢者を対象とし要介護状態にならないための教室(がんばれ貯筋運動)を6回開催した。	参加者の殆どが高齢者で、しかも男性の参加者が少ないため、男性の参加意欲を促す検討が求められている。	健康推進課	133
			○各種健康相談の実施を進めます。	年12回個別健康相談を開催。延べ8人の利用があった。 また、更には地域巡回による健康相談を12地区で各1日ずつ行い、54人の利用者があった。	健康相談の実施方法について、地域巡回や病態別による個別相談など開催場所も含め検討し実施する。	健康推進課	134
		乳幼児期から高齢期までのライフステージにあわせた食育の推進	○「五條市食育推進計画」に基づいて、食育について啓発活動、料理教室の実施、幼少期からの体験学習を実施します。	・生活習慣病予防の取組として、食生活改善の推進と同様。クッキング教室では、骨粗鬆症予防や減塩をテーマに開催することができた。	・「食」に関する教室では、女性の参加者が多く男性の参加者が少ない。(参加人数も少ないため一概に評価できないが約2割程度が男性参加者となっている。)	健康推進課	135

基本方針	基本施策	具体的な施策	施策の内容	令和5年度取組内容	今後の課題等	担当課	番号
11 性の理解と生涯を通じた健康支援	③妊娠・出産等への支援	妊娠・出産期の保健対策の充実	○妊婦・新生児・乳幼児家庭訪問を実施します。	(1)希望者及び特定妊婦、要支援妊婦に対する妊婦訪問指導の実施 (2)新生児全戸訪問の実施	継続して実施する。	児童福祉課	136
			○妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、切れ目ない支援を実施します。 ・妊婦健康診査受診の推進 ・発達相談支援室の設置 ・両親教室、母親教室、離乳食教室、子育て教室の開催 ・乳幼児健康診査、乳幼児健康相談の開催 ・生後3ヶ月児の母と子の育児教室の開催 ・発達障害親の会の開催 ・一般不妊治療費助成金交付事業 ・生後1ヶ月母子健康診査費助成事業	・妊婦健康診査については妊娠届出妊婦全員が受診。 ・発達相談支援室として、すこやか相談・おひさま相談を実施。 ・妊婦とその家族を対象に両親教室・母親教室を開催。4か月健診実施時に離乳食教室を開催。 ・乳幼児健康診査、乳幼児健康相談の開催。 ・生後2～3ヶ月児の母と子に産後ヨガ教室開催。育児相談や産婦同士の交流会実施。 ・月1回体重測定会と育児相談の開催。 ・発達障害親の会（パレット）の開催。 ・一般不妊治療、生殖補助医療の費助成金交付事業。 ・生後1ヶ月母子健康診査費助成事業の実施。	継続して実施する。	児童福祉課	137

男女共同参画評価指標

基本目標	成果・活動指標	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5 (2023)年度	目標値 (2028 年度)	出 処 (担当課)
識 1 づくり 男女共同参画社会実現への意	市ホームページ「男女共同参画」のページのアクセス数	901 件	856 件	900 件	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
	市職員「男女共同参画研修」の開催回数	0 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回以上 (新規採用者、階層別)	人事課 人権施策課
	男女共同参画講演会への参加人数	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	51 人	51 人	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
	地区別懇談会の受講者数	100 人	94 人	253 人	前年度以上 (毎年度)	生涯学習課
づ 2 づくり あらゆる人が参画できる基盤	市の管理職（課長補佐以上）に女性が占める割合	22.3% 25/112 人	20.0% 22/110 人	26.0% 23/123 人	30%	人事課
	校長・教頭職に女性が占める割合	〈小学校〉 5 校中 2 人 《中学校》 3 校中 2 人	〈小学校〉 5 校中 3 人 《中学校》 3 校中 3 人	〈小学校〉 4 校中 3 人 《中学校》 3 校中 2 人	継続的に増加	教育総務課
	審議会等の女性委員の割合	26.4%	25.6%	26.5%	30%以上	各課
	自治会の会長職に女性が占める割合	5.1% 15/290 人	5.1% 15/290 人	4.9% 14/286 人	10%以上	地域政策課
づ 3 づくり 互いに支え合う 環境	市男性職員の育児休業取得率	0.0% 0/5 人 (令和 2(2020) 年度)	50.0% 1/2 人 (令和 3(2021)年度)	70.0% 7/10 人 (令和 4(2022)年度)	前年度以上 (毎年度)	人事課
	母子自立支援就労相談件数	1 件 (令和 2(2020) 年度)	0 件 (令和 3(2021)年度)	2 件 (令和 3(2021)年度)	継続実施	児童福祉課
	「Gojo 元気サポーター」養成講座終了者数	女性 47 人 男性 6 人 合計 53 人 フォローアップ研修 9 人	女性 47 人 男性 6 人 合計 53 人 交流会実施 10 人	女性 47 人 男性 6 人 合計 53 人 交流会実施 10 人	継続実施	地域包括支援センター 社会福祉課協議会 健康推進課
4 互いに尊重し安心して暮らせる環境づくり	暴力防止、暴力根絶のための啓発活動（オレンジ・パープルリボン運動）	4 か所実施 800 人（累計）	20 か所で実施 1,000 人（累計）	18 か所で実施 900 人（累計）	継続実施	児童福祉課
	健康寿命(65 歳時の平均自立期間)	女性 21.52 年 男性 19.01 年 (令和 2(2020) 年度)	女性 21.46 年 男性 18.95 年 (令和 3(2021)年度)	女性 21.13 年 男性 18.63 年 (令和 4(2022)年度)	男女とも延伸	奈良県 健康推進課
	母親教室・両親教室への参加者数	45.2% 48/106 人 (令和 2(2020) 年度)	18.5% 20/108 人 (令和 3(2021)年度)	32.5% 27/83 人 (令和 4(2022)年度)	前年度以上 (毎年度)	児童福祉課
	子宮がん検診の受診率(20～69 歳)	17.7% (令和 2(2020) 年度)	13.3% (令和 3(2021)年度)	20.0% (令和 4(2022)年度)	前年度以上 (毎年度)	健康推進課
	乳がん検診の受診率(40～69 歳)	22.6% (令和 2(2020) 年度)	19.7% (令和 3(2021)年度)	24.3% (令和 4(2022)年度)	前年度以上 (毎年度)	健康推進課
	健康ホットライン（こころの相談）	67 人 (令和 2(2020) 年度)	65 人 (令和 3(2021)年度)	75 人 (令和 4(2022)年度)	自殺者数の減少	健康推進課

「委員会」「審査会」等への女性委員登用割合

根拠	No.	審議会等名	令和6年4月1日現在			【参考】令和5年4月1日現在			備考	出 処 (担当)
			委員総数 (人)	うち女性 委員数(人)	女 性 の 割合(%)	委員総数 (人)	うち女性 委員数(人)	女 性 の 割合(%)		
地方自治法第二〇二条の三	1	市町村防災会議（会長含む）	42	5	11.9	39	5	12.8		危機管理課
	2	民生委員推薦会	13	2	15.4	14	2	14.3		社会福祉課
	3	国民健康保険運営協議会	12	3	25.0	12	3	25.0		保険年金課
	4	介護認定審査会	80	32	40.0	80	32	40.0	広域	介護福祉課
	5	環境審議会	3	0	0.0	3	0	0.0		環境政策課
	6	公民館運営審議会	15	5	33.3	15	5	33.3		生涯学習課
	7	社会教育委員会	15	5	33.3	15	5	33.3		生涯学習課
	8	図書館協議会	9	5	55.6	9	5	55.6		生涯学習課
	9	博物館協議会	14	3	21.4	14	3	21.4		文化財課
	10	市町村都市計画審議会	15	1	6.7	15	1	6.7		まちづくり推進課
	11	地域審議会	12	1	8.3	12	1	8.3		西吉野支所・大塔支所
	12	子ども・子育て会議	14	5	35.7	15	7	46.7		児童福祉課
	13	障害支援区分認定審査会	16	2	12.5	16	2	12.5	広域	社会福祉課
	小 計 ①		260	69	26.5	259	70	27.0		
五 條 市 条 例 に 基 づ く 審 査 会	1	五條市史編纂委員会	7	1	14.3	7	1	14.3		文化財課
	2	五條市史編集委員会	9	1	11.1	50	9	18.0		文化財課
	3	伝統的建造物群保存地区保存審議会	13	1	7.7	13	0	0.0		文化財課
	4	就学指導委員会	30	17	56.7	30	16	53.3		学校教育課
	5	学校運営協議会	61	16	26.2	60	17	28.3		生涯学習課
	6	学校給食センター運営委員会	30	15	50.0	30	15	50.0		給食センター
	7	学校給食食物アレルギー対応委員会	9	6	66.7	7	5	71.4		給食センター
	8	いじめ対策委員会	10	2	20.0	10	3	30.0		子どもサポートセンター
	9	いじめ対策防止委員会	10	1	10.0	5	0	0.0		子どもサポートセンター
	10	応急診療所運営委員会	14	1	7.1	15	1	6.7		健康推進課
	11	入居者選考委員会	7	1	14.3	7	1	14.3		建築住宅課
	12	水道料金等審議会	8	1	12.5	8	1	12.5		水道局
	13	五條市選奨審査委員会	5	1	20.0	5	1	20.0		秘書広報課
	14	五條市政治倫理審査会	6	1	16.7	7	1	14.3		企画政策課
	15	五條市行政不服審査会	3	1	33.3	3	1	33.3		企画政策課
	16	五條市情報公開審査会	4	1	25.0	4	1	25.0		企画政策課
	17	五條市個人情報保護審議会	4	1	25.0	4	1	25.0		企画政策課
	18	五條市不当要求行為等審査会	3	1	33.3	3	1	33.3		企画政策課
	19	空家等対策協議会	7	0	0.0	7	0	0.0		まちづくり推進課
	20	人権施策協議会	12	1	8.3	11	2	18.2		人権施策課
	21	男女共同参画審議会	12	6	50.0	12	5	41.7		人権施策課
	小 計 ②		264	76	28.8	300	83	27.7		
	合 計 (①+②)		524	145	27.7	559	153	27.4		
(第一八〇条の五)	1	教育委員会	4	1	25.	4	1	25.0		教育総務課
	2	選挙管理委員会	4	0	0.0	4	0	0.0		地域政策課
	3	人事委員会（公平委員会）	3	1	33.3	3	1	33.3		企画政策課
	4	監査委員	2	0	0.0	2	0	0.0		監査委員会
	5	農業委員会	38	6	15.8	38	6	15.8		農業委員会
	6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	3	0	0.0		総務管財課
	小 計 ③		54	8	14.8	54	8	14.8		
	総合計 (①+②+③)		578	153	26.5	606	155	25.6		